

植物遺伝資源配付規程

(趣旨)

第1条 奈良県農業総合研究センター（以下「センター」という。）が管理する植物遺伝資源保存施設（以下「ジーンバンク」という。）が保存している植物遺伝資源の配付に係る手続きについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程において、植物遺伝資源（以下「遺伝資源」という。）とはジーンバンク内で保存されている種子をいう。

(遺伝資源の配付)

第3条 遺伝資源の配付は、試験研究又は県内産地の振興（以下「産地振興」という。）に供するために行うものとし、試験研究の場合は大学及び公的研究機関並びに研究開発を行うための研究体制を有する県内の法人、産地振興の場合には県内の農業協同組合、農業法人等の農業者団体に限るものとする。

ただし、販売業者から有償で購入した遺伝資源の配付は、試験研究に供する場合に限るものとする。

2 奈良県農業総合研究センター所長（以下「所長」という。）は、遺伝資源の配付について必要に応じて農業水産振興課長と協議する。

3 配付する遺伝資源は無償とする。

(配付の申込み)

第4条 試験研究に供するために遺伝資源の配付を受けようとする者は、別記様式第1号の1による申込書及び別記様式第2号の1による同意書を所長に提出しなければならない。

2 産地振興に供するために遺伝資源の配付を受けようとする者は、別記様式第1号の2による申込書及び別記様式第2号の2による同意書を所長に提出しなければならない。

(配付の条件)

第5条 配付にあたっては次の各号を条件とする。

- 一 遺伝資源の配付を受けた者は、当該遺伝資源を自己の行う試験研究又は産地振興にのみ供し、配付種苗及び自家増殖した種苗の第三者への譲渡又は売却を行ってはならない。
- 二 試験研究又は産地振興が終了した場合には、配付を受けた種苗及び自家増殖した種苗の全量を速やかに廃棄するものとする。

(配付及びその制限等)

第6条 遺伝資源は、別表に定める量を一単位として配付するものとする。

2 所長は、配付申込書の提出があった場合において、当該申込みに係る遺伝資源の不足、その他の相当な理由があるときは、遺伝資源の配付を拒み又はその数を制限することができる。

(配付の手続き・場所)

第7条 所長は、配付の申込を受け、その内容を審査し、承認した場合は、別記様式第3号に

よる配付通知書を申込者に通知し、原則として大和高原農業研究所内において申込者に配付するものとする。

(結果等の報告)

第8条 試験研究に供するために遺伝資源の配付を受けた者は、当該遺伝資源に係る試験成績書には供試材料の入手先としてセンターの名称を記載するとともに、試験研究が終了したときは遅滞なく、別記様式第4号の1による報告書を所長に提出しなければならない。

2 試験研究に供するために遺伝資源の配付を受けた者は、当該遺伝資源の特性と明確に区別されない品種について新たな育成者権、特許権等の知的財産権その他の権利を得ようとする場合は、事前に所長に通知しなければならない。知的財産権若しくはその他の権利の持ち分については、センター及び配付を受けた者による協議・合意の上、決定するものとする。

3 産地振興に供するために遺伝資源の配付を受けた者は、その配付を受けてから2年後に、産地振興状況について別記様式第4号の2による報告書を所長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 所長は、遺伝資源の配付を受けた者に対し、当該遺伝資源に係る試験研究又は産地の振興状況について立入調査を行い、報告を求めることができる。

附則 この規程は、平成28年12月9日から施行する。

平成30年 9月3日一部改正。

平成31年 1月4日一部改正。

令和 元年 6月1日一部改正。

令和 2年 4月1日一部改正。

令和 3年 4月1日一部改正。

令和 6年 4月1日一部改正。

令和 8年 4月1日一部改正。